

目次 (現行のとおり)

第一条から第六十三条まで (現行のとおり)

(両罰規定)

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十五条 (現行のとおり)

別表第一から別表第六まで (現行のとおり)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準(第六十八条関係)

一から三まで (現行のとおり)

四 汚水

(一) 有害物質に係る基準

項目・設置区分	事業場の種類	工場	許容限度(単位 ミリグラム)	公共用水域に排出される汚水	地下に浸透される汚水(単位 リットルにつき ミリグラム)
				水道水源水域	
水域区分	一般水域 A、一般水域 B、島しょ及びその海域				

目次 (略)

第一条から第六十三条まで (略)

(両罰規定)

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十五条 (略)

別表第一から別表第六まで (略)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準(第六十八条関係)

一から三まで (略)

四 汚水

(一) 有害物質に係る基準

項目・設置区分	事業場の種類	工場	許容限度(単位 ミリグラム)	公共用水域に排出される汚水	地下に浸透される汚水(単位 リットルにつき ミリグラム)
				水道水源水域	
水域区分	一般水域 A、一般水域 B、島しょ及びその海域				

(一)から(四)まで (現行のとおり)		(五)一・二ページ クロロエチレン		(六)から(十四)まで (現行のとおり)		(八) (現行のとおり)		(九)から(十六)まで (現行のとおり)	
(現行のとおり)	(現行のとおり)	既設	新設	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)		(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	一	〇・一	(現行のとおり)		(現行のとおり)		(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)		(現行のとおり)		(現行のとおり)		(現行のとおり)		(現行のとおり)	
(現行のとおり)		(現行のとおり)		(現行のとおり)		(現行のとおり)		(現行のとおり)	

備考

(現行のとおり)

(二)及び(三) (現行のとおり)

五から七まで (現行のとおり)

(一)から(四)まで (略)		(五)一・二ページ クロロエチレン		(六)から(十四)まで (略)		(八) (略)		(九)から(十六)まで (略)	
(略)	(略)	既設	新設	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	〇・二	〇・〇二	(略)		(略)		(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

備考

(略)

(二)及び(三) (略)

五から七まで (略)

別表第八から別表第十三まで
(現行のとおり)

別表第八から別表第十三まで
(略)